

「せらたすきーポイント」 で出かけよう!



最大 30,000 ポイント をマイナンバーカードに付与します。(30,000 円分相当)

※ ただし、対象となられた月分から年度末分のせらたすきーポイントを付与します。

世羅町では、高齢者や障害のある方が、住み慣れた地域で生活を続けていただくために、「外出支援事業」
として「せらたすきーポイント」を付与しています。

対象となる方

世羅町に住所を有し、現に居住している方で、次のいずれかに該当する方へポイントを付与します。

- ① 介護保険の要介護「1～5」
- ② 身体障害者手帳「1級、2級、3級」
- ③ 療育手帳「A、A、B」
- ④ 精神障害者保健福祉手帳「1級、2級」
- ⑤ 満 65 歳以上で、世羅警察署等へ有効期限内の運転免許証を返納し、「運転経歴証明書」等の交付を受けた方
- ⑥ 満 75 歳以上の一人暮らしの方で、申請時点で運転免許をお持ちでない方(運転免許失効者含む)

※ 介護施設等に入所されている方は対象となりません。ただし、ケアハウスへ入所されている方は対象となります。

※ 複数の条件に該当される場合も、当該年度につき 30,000 ポイントが付与の上限となります。

申請手続きについて

1. 必要な持ち物	
利用者が手続きをされる場合	利用者の代理人が手続きをされる場合
<p>① 対象者であることが確認できるもの (次のいずれかをご持参ください。)</p> <ul style="list-style-type: none">・介護保険被保険者証・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・運転経歴証明書・運転免許の取消通知書 <p>② マイナンバーカード</p> <p>③ マイナンバーカードに設定している 4 桁の暗証番号</p>	<p>① 対象者であることが確認できるもの(左記参照)</p> <p>② 利用者のマイナンバーカード</p> <p>③ 利用者のマイナンバーカードに設定している 4 桁の暗証番号</p> <p>④ 委任状</p> <p>⑤ 代理人の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等) ※写真付の場合 1 点、写真付でない場合 2 点</p>
2. 受付場所	
福祉課(世羅保健福祉センター内) 又は せらにし支所生活課	
3. 受付時間	
平日 8 時 30 分～17 時 15 分 ※土、日、祝日を除きます。	

マイナンバーカードをお持ちでない方は、外出支援事業が利用できません。マイナンバーカード取得の手続きを役場町民課またはせらにし支所生活課で行ってください。

お問合せ先

世羅保健福祉センター内 福祉課 高齢者地域包括支援係



(0847)25-0072

ご利用方法



その1 タクシー等を予約する

タクシー等を利用する日時が決まりましたら、次の事業者へ電話で予約をしてください。

「せらたすきーポイント」利用可能事業者

	事業者名	電話番号
一般タクシー	世羅交通有限会社	(0847)22-5588
	三原交通株式会社	(0847)22-0771
	備三タクシー株式会社	(0847)22-5400
	三川タクシー	(0847)24-0511
	十番交通有限会社	(0824)43-2010
せらまちタクシー(デマンドタクシー)	予約センター	(0847)25-5050
自家用有償旅客運送 (黒川・津名地区)	黒川自治会	(0847)37-2117
	津名地区振興協議会	(0847)39-1047

その2 乗車時に「せらたすきーポイント」を利用することを運転手に伝える

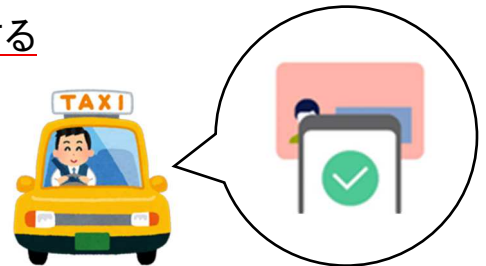
タクシー等に乗車したら、「せらたすきーポイント」を利用することを運転手へ伝えてください。

その3 目的地に到着後「せらたすきーポイント」で精算する

目的地に到着したら、降車時に、車両内の専用端末にマイナンバーカードをタッチしてください。

マイナンバーカード内の「せらたすきーポイント」が自動で減算されます。

※ **ポイントの残数は、車両内の専用端末で確認することができます。**



福祉・介護タクシーを利用する場合

福祉・介護タクシーを利用する場合も、「せらたすきーポイント」を利用することができます。ただし、町外の福祉・介護タクシーを利用する場合は、現金で乗車料金を支払ったのち、払い戻しの手続きが必要です。

(払い戻しの申請締切：令和9年4月30日)

請求手続きの流れ

1. 利用する福祉・介護タクシー会社へ連絡します。

2. 乗車料金は現金で支払い、領収書(本人名を記名されたもの)を受け取ります。

※ 領収書の提出がない場合や領収書を紛失された場合は払い戻しができませんのでご注意ください。

3. 次に記載するものを持って、世羅保健福祉センター内福祉課又は、せらにし支所生活課で払い戻しの請求手続きをします。

① 利用者のマイナンバーカード ② 領収書 ③ 利用者の通帳等口座のわかるもの

※ 代理人が手続きをする場合は、代理人の本人確認書類(写真付きの場合は1点、写真付きでない場合は2点)をご持参ください。